

第5章 基準病床数

1 保健医療圏の設定

(1) 保健医療圏の設定の考え方

県民誰もが、いつでも、どこでも適切な保健医療サービスを受けられるよう、地域の保健医療ニーズに対応した提供体制を効率的に整備していくことが必要である。

そのため、保健医療資源（医療機関そのものや病床）の適正な配置や、資源相互の機能分担と連携など保健医療提供体制のシステム化を図っていくための地域的単位として、保健医療圏を設定するものである。

(2) 一次保健医療圏

日常的な保健医療活動が行われる圏域であり、最も身近で基礎的な行政区域である市町村を圏域の単位として設定する。

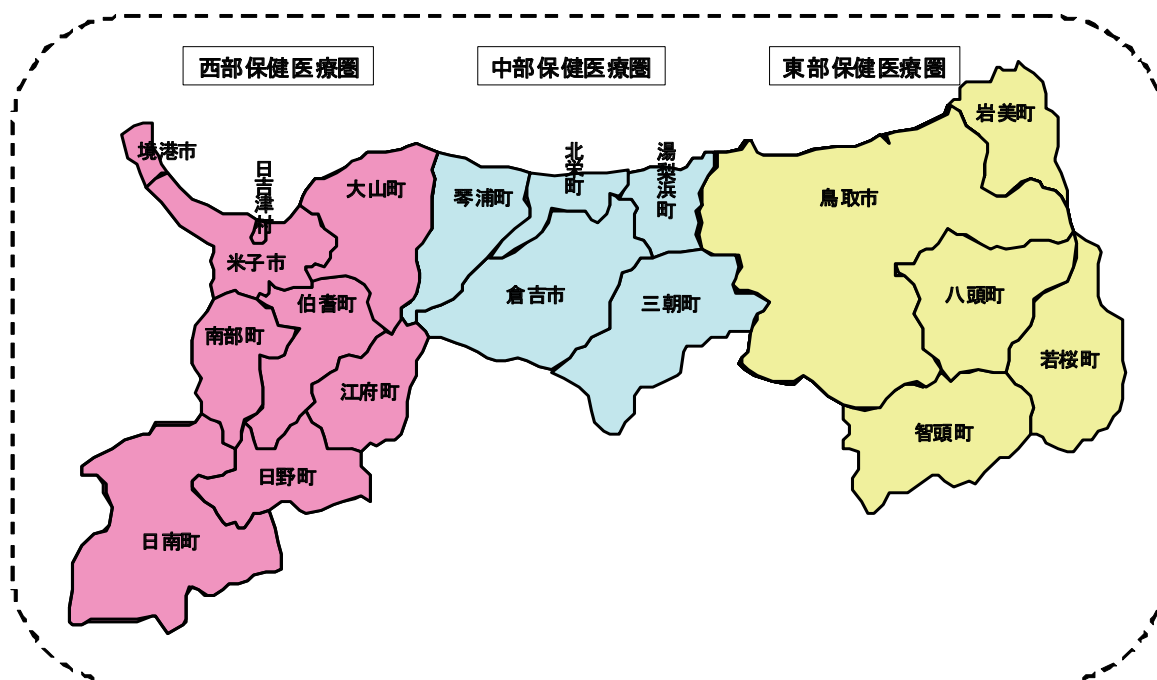
(3) 二次保健医療圏

極めて高度・特殊な医療を除いた比較的専門性の高い保健医療活動が完結できる区域とし、総合的な保健医療体制の整備を図る最も基本的な圏域であり、古くから地理的、経済的、文化的に東部、中部、西部の3地域に区分されている本県においては、この3地域に区分して圏域の単位として設定する。

(4) 三次保健医療圏

高度・特殊な保健医療需要に対応する区域であり、おのずと対応する保健医療機関も限定されることから、全県的に対応を図ることが必要であり、県全域を単位として設定する。

二次保健医療圏



2 基準病床数

基準病床数は、医療法施行規則第30条の30の規定により算定することとされており、療養病床及び一般病床については二次保健医療圏ごとに、精神病床、結核病床、感染症病床については県全域を単位として次のとおり定める。

(1) 療養病床及び一般病床（各保健医療圏ごとに設定）

圏 域 名	基準病床数	既存病床数	前計画の基準病床数
東部保健医療圏	2,338 床	2,498 床	2,297 床
中部保健医療圏	968 床	1,263 床	927 床
西部保健医療圏	2,629 床	2,757 床	2,441 床
県 計	5,935 床	6,518 床	5,665 床

(H30.4.1 現在)

(2) 精神病床、結核病床、感染症病床（いずれも県域で設定）

病 床 種 別	基準病床数	既存病床数	前計画の基準病床数
精 神 病 床	1,583 床	1,905 床	1,729 床
結 核 病 床	16 床	16 床	21 床
感 染 症 病 床	12 床	12 床	12 床

(H30.4.1 現在)